

教文ス第 3579 号

平成 22 年 3 月 16 日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

名勝ピリカノカ 神威岬（カムイエトゥ）の追加指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、別記のとおり名勝の追加指定がありましたので通知します。

（生涯学習推進局文化・スポーツ課文化財保護グループ）

別記

種 別	名勝
名 称	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ）
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）の名勝 8 の砂丘、砂嘴、海浜、島嶼のうち、わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものによる。
指 定 の 理 由	アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群を、アイヌ語で「ピリカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図る。
指定地域の概要	アイヌの人々にとってカムイ（神）の宿る神聖なる場所であり、アイヌ語で「神の岬・突端」の意味を持つ「神威岬（カムイエトゥ）」を追加指定するとともに、名称を変更する。
所在地及び地域	北海道枝幸郡枝幸町目梨泊 第 3232 林班い林小班、同イ林小班、同ニ林小班 北海道枝幸郡浜頓別町斜内 第 1096 林班い林小班、同イ林小班
指 定 年月日	平成 22 年 2 月 22 日（文部科学省告示第 20 号）